

横浜知能物理同窓会会則

平成16年2月23日

1. 名称

本会を横浜知能物理同窓会と称する。略称として横浜知物会を用いる。

2. 目的

本会は、会員相互の連絡と親睦を図ると共に、会員の互助に資し、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

3. 会員

正会員、特別会員、学生会員をもって構成する。

- (1) 正会員は、横浜国立大学 工学部 知能物理工学科の卒業生ならびに横浜国立大学大学院 工学府 物理情報工学専攻 物理工学コースの修了生とする。
- (2) 特別会員は、(1)記載の組織に所属する教職員および旧教職員とする。
- (3) 学生会員は、(1)記載の組織に在学する者とする。

4. 役員

(1) 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
幹事	原則として各卒業年毎に2名
学生幹事	原則として各研究室から1名以上

(2) 役員は次の任務を負う。

- イ. 会長は、本会の会務を総括する。
- ロ. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてこれを代行する。
- ハ. 事務局長は、会務の運営を総括する。
- ニ. 幹事は、会務の運営を行う。幹事の内1名は会計監査の任を負う。
- ホ. 学生幹事は、会務の運営を行う。また、各研究室間の連絡にあたる。

(3) 役員を選出

- イ. 会長は、会員の中から選出される。
- ロ. 副会長は、学科長・コース長が着任する。
- ハ. 事務局長は、厚生委員が着任する。
- ニ. 幹事は、各卒業年毎の正会員または学生会員から選出される。
- ホ. 学生幹事は、各研究室の学生会員から選出される。

(4) 役員の任期

各役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

5. 会費

(1) 正会員、特別会員になる時の入会金は2000円とする。

(2) 正会員、特別会員の年会費は1000円とする。

但し、正会員であっても、学生会員である期間は年会費を納めなくても良い。

また、特別会員であっても、旧教職員は年会費を納めなくても良い。

6. 会計

本会は、会費、寄附金、広告費等をもって運営する。会計年度は4月から翌年3月とする。

7. 事業

(1) 総会を原則として毎年1回開催する。総会の招集は会長が行う。

(2) 役員で構成される役員会を原則として毎年1回以上開催する。

(3) 会員名簿を原則として毎年1回発行する。

(4) 会計報告を原則として毎年1回以上行う。

(5) その他、本会の目的を達するために必要な事業を行う。

8. 事務局

本会の事務局は横浜国立大学工学部知能物理工学科内におく。

9. 会則の変更

会則の変更、その他必要事項は、役員会の議を経てこれを決定し、なお、役員会において特に必要な事項と認められたものは、総会に諮って決定する。

10. 付則

本会則は平成16年3月1日より実施する。